

群馬県環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下、「法」という。)に基づき、法第20条第1項に規定する体験の機会の場の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 知事は、当該体験の機会の場で行われる事業の内容等が法の規定に照らし、適合している場合においてこれを認定する。

2 前項に規定する認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「主務省令」という。)様式第7により認定の申請をするものとする。

3 前項の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付するものとする。

4 知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を別記様式第8号により申請者に通知するものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(2) 法人その他の団体であって、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうちに前号に該当する者があるもの

6 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ群馬県教育委員会と協議するものとする。

7 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第1項の要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に別記様式第9号により通知するものとする。

8 知事は体験の機会の場を認定したときは、法第20条の3に従い周知等を行うものとする。

9 認定体験の機会の場を提供する県民、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは主務省令様式第8、その提供を行わなくなったときは主務省令様式第9により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(認定の有効期間)

第 3 条 知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して 5 年を越えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令様式第 10 による申請書を有効期間が満了する日の 30 日前までに知事に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、別表第 1 に掲げる書類を添付するものとする。

(報告、助言等)

第 4 条 認定民間団体等は、毎年 5 月末までに別記様式第 7 号により前年度の事業の実施状況等を知事に報告するものとする。

- 2 前項の報告については、前年度における認定体験の機会の場で行う事業が年度を越えて行われる場合等、年度ごとの実施状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該認定体験の機会の場について知事が定める期間における事業の実施状況等とする。
- 3 前項の場合、知事は第 1 項に定める報告期限を別に定めるものとする。
- 4 知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第 5 条 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第 6 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。認定を取り消した場合は、遅滞なく、その旨を別記様式第 9 号により申請者に通知するものとする。

- (1) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が法第 20 条第 1 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定民間団体等が、法第 20 条第 8 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 認定民間団体等が、法第 20 条の 4 第 2 項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (4) 認定民間団体等が、偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。

(現地確認)

第 7 条 認定を受けようとする者又は認定民間団体等は、事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ知事が当該体験の機会の際に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

(事務処理)

第 8 条 この要領に関する事務は、群馬県環境森林部環境政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成 2 5 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第一の改正については平成 2 8 年 1 月 1 9 日から施行する。

(別表第1)

申請書添付書類 (法第20条関係、主務省令第9条第2項に定める書類)

- ・体験の機会の場の認定申請書(主務省令様式第7)
- ・住民票の写し(申請者が個人である場合は発行日から6ヶ月以内のもの、かつ個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)
- ・定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの(申請者が法人その他の団体である場合は発行日から6ヶ月以内のもの)
- ・申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ・直近の3事業年度における当該事業に係る収支決算書
- ・法第20条第4項の規定に該当しないこと等を説明する書類(別記様式第1号)
- ・直近の3事業年度における事業実績報告書(別記様式第2号)
- ・事業計画書(別記様式第3号)
- ・収支予算書(別記様式第4号)
- ・知識及び経験について説明した書類(別記様式第5号)
- ・登記事項証明書(発行日から6ヶ月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。)
- ・認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書(別記様式第6号)
- ・認定体験の機会の場を示す図面